

答 申 第 1 1 7 号
令和 8 年 7 月 29 日

青森県公安委員会 殿

青森県情報公開・個人情報保護審査会
会 長 熨斗 佑城

個人情報の保護に関する法律第105条第3項の規定により読み替えて
準用する同条第1項の規定による諮問について（答申）

令和7年12月11日付け青公委第82号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

警察署への相談に係る情報についての不開示決定処分に対する審査請求についての諮問

答 申

第 1 審査会の結論

青森県警察本部長（以下「実施機関」という。）が、開示請求のあった保有個人情報について、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定は、妥当である。

第 2 諮問事案の概要

1 保有個人情報開示請求

審査請求人は、令和 7 年 6 月 8 日、実施機関に対し、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第76条第 1 項の規定により、「令和〇年〇月〇日に〇〇警察署において、〇〇（生年月日 昭和〇年〇月〇日）が行った相談に係る、私（〇〇）に関する情報」について、保有個人情報開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

実施機関は、本件開示請求に対し、本件開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、法第78条第 1 項第 2 号及び同項第 7 号に規定する情報を開示することとなるため、法第81条の規定により、当該情報の存否を明らかにしないで本件開示請求を拒否することとし、法第82条第 2 項に基づく不開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、令和 7 年10月 9 日、審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、令和 7 年10月13日、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第 2 条の規定により、本件処分を不服として、実施機関の上級行政庁である青森県公安委員会（以下「諮問実施機関」という。）に対し、審査請求を行った。

第 3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

本件処分の取消しと開示の義務付けを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書及び反論書によると、おおむね次のとおりである。

(1) 審査請求書

本件処分は情報公開・個人情報保護制度における「原則開示」の原則に反し、不開示理由について具体的な立証・理由提示がなされておらず、法令に適合しないものである。

(2) 反論書

審査請求人に関する事例においては、相談の有無を明らかにした例が存在し、これによって具体的な不利益が生じた事実はない。

仮に、相談の有無を明らかにすることにより不利益が生じると主張するのであれば、当該例との整合性が問題となり、当該取扱いの違法性及び損害賠償責任の成否が検討対象となる。

また、本件開示請求には審査請求人自身に関する情報が含まれていることから、少なくとも当該情報については開示されるべきであり、部分開示は容認されるべきである。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が主張する本件処分の理由は、弁明書によると、おおむね次のとおりである。

1 本件処分の理由

本件開示請求は、審査請求人以外の個人（以下「特定個人」という。）が〇〇警察署に行った相談に関する情報が対象となっているのであって、当該情報の存否を答えることは、特定個人が〇〇警察署に相談を行った事実の有無を明らかにすることとなり、法第78条第1項第2号及び同項第7号の不開示情報を開示することになるとして、法第81条の規定に基づき、その存否を明らかにせず、本件処分を行ったものである。

2 本件処分の正当性について

(1) 特定個人が〇〇警察署に行った相談に関する情報の存否については、法第78条第1項第2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる上、同号ただし書イ、ロ及びハのいずれにも該当すると認められない。

(2) また、特定個人が相談を行った事実が明らかになれば、それにより受ける不利益に鑑みて、審査請求人以外の者との信頼関係を損ない、協力が得られなくなり、その結果、正確な事案の把握が困難となるなど、今後の警察相談をはじめとする各種警察活動の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法第78条第1項第7号柱書きに該当すると認められる。

3 審査請求人の主張に対する意見

審査請求人のその他の主張は、上記判断を左右するものではない。

4 結論

以上から、本件処分は妥当であり、維持することが適当である。

第5 審査会の判断

1 本件開示請求の対象となった保有個人情報について

本件開示請求の対象となった保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）は、本件開示請求に係る開示請求書に記載の文言から判断すると、令和〇年〇月〇日に〇〇警察署において特定個人が行った相談内容を記録した行政文書に記載されている審査請求人の自己情報であると解される。

このため、本件対象保有個人情報は、特定個人が〇〇警察署において相談を行ったという事実が前提になっていると認められる。

2 本件処分の妥当性について

実施機関は、本件対象保有個人情報は、特定個人が〇〇警察署に行った相談に関する情報であって、当該情報の存否を答えるだけで法第78条第1項第2号及び同項第7号の不開示情報を開示することとなるとして、法第81条の規定により、本件対象保有個人情報の存否を明らかにしないで本件開示請求を拒否する決定をしていることから、以下、その妥当性について検討する。

(1) 法第81条の趣旨

ア 法第81条は、開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、行政機関の長等は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる旨規定している。

イ 存否を明らかにしないで拒否することが必要な種類の情報については、常に存否を明らかにしないで拒否することが必要であり、例えば、保有個人情報が存在しない場合に不存在と答えて、保有個人情報が存在する場合にのみ存否を明らかにしないで拒否するのでは、拒否したこと自体で当該情報が存在することを推測させることになる。

(2) 法第78条第1項第2号該当性について

実施機関は、本件対象保有個人情報の存否を答えることにより、特定個人が〇〇警察署に相談を行った事実の有無を明らかにすることとなり、法第78条第1項第2号に規定する不開示情報を開示することになる旨主張しているので、当該事実の有無に関する情報の同号該当性について検討する。

ア 法第78条第1項第2号本文の趣旨

法第78条第1項第2号本文は、開示請求者以外の個人に関する情報が不開示情報となるための要件を定めており、その前段において「開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外特定の個人を識別することができるもの」と規定し、当該情報については、原則として不開示とすることとしている。

イ 法第78条第1項第2号本文該当性

(ア) 1で述べたとおり、本件対象保有個人情報は、特定個人が〇〇警察署に相談を行ったという事実が前提となっている。

(イ) このため、本件開示請求に対し、実施機関が本件対象保有個人情報の存否について答えた場合には、特定個人が特定の日において〇〇警察署に相談した事実の有無に関する情報（以下「本件存否情報」という。）までもが明らかとなるものと認められる。

(ウ) 本件存否情報は、開示請求者（審査請求人）以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外特定の個人を識別することができるものであるから、法第78条第1項第2号本文前段に該当すると認められる。

ウ 法第78条第1項第2号ただし書該当性

法第78条第1項第2号ただし書は、同号本文に該当する情報であっても、同号ただし書イからハまでに該当する情報については、例外的に開示することとする

旨規定しているため、本件存否情報が同号ただし書に該当するか検討する。

(ア) 法第78条第1項第2号ただし書イ該当性

- a 法第78条第1項第2号ただし書イは、同号本文に該当する情報であっても、「法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」を例外的に開示するものとして規定している。
- b 個人が警察署等に相談を行った事実について、何人に対しても等しく開示又は公にすることを定めた法令等は存在せず、また、特定個人が〇〇警察署に相談を行った事実をこれまで審査請求人が定期的に警察署等から情報提供を受けていたなど、本件存否情報を審査請求人が慣行として知っていた、又は知ることが予定されていたと解すべき事情は認められない。
- c この点、審査請求人は、反論書において「審査請求人に関する事例において、相談の有無を明らかにした例が存在し」と主張している。しかし、当審査会が当該事例の具体的内容（いつ、誰が、どこで、誰のどのような相談について、どのように明らかにしたのか等）について説明を求めたが、審査請求人からは、これまで何の説明もなかったところであり、また、仮に審査請求人の主張するような事例があったのだとしても、それが個別的な事例にとどまる限り、同号ただし書イにいう「慣行として」には当たらないと解される（個人情報保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）の6-1-3-1-1（3）①）から、審査請求人の主張を採用することはできない。
- d よって、本件存否情報は、同号ただし書イに該当するとは認められない。

(イ) 法第78条第1項第2号ただし書ロ該当性

- a 法第78条第1項第2号ただし書ロは、同号本文に該当する情報であっても、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」を例外的に開示するものとして規定している。
- b 本件処分をするに当たり、審査請求人以外の者の生命、健康、生活等を保護する利益が、特定個人の個人情報を不開示にする利益を上回ると認めるに足る事情はうかがわれないから、本件存否情報は、同号ただし書ロに該当するとは認められない。

(ウ) 法第78条第1項第2号ただし書ハ該当性

- a 法第78条第1項第2号ただし書ハは、同号本文に該当する情報であっても、「当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」を例外的に開示するものとして規定している。
- b 特定個人が公務員であって、その職務を遂行するため〇〇警察署に相談を行っていたと認めるに足る事情はうかがわれないから、本件存否情報は、同号ただし書ハに該当するとは認められない。

エ 小括

以上から、本件存否情報は、法第78条第1項第2号に該当すると認められる。

(3) 本件開示請求を拒否した決定の妥当性について

以上のとおり、本件開示請求は、特定個人が〇〇警察署に相談した事実を前提としたものであり、本件対象保有個人情報の存否を答えるだけで、法第78条第1項第2号に該当する不開示情報を開示することになると認められるから、同項第7号該当性を判断するまでもなく、法第81条に基づき本件開示請求を拒否した実施機関の決定は妥当である。

3 その他

審査請求人は、その他種々主張しているが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 結論

以上、本件対象保有個人情報の存否を明らかにしないで本件開示請求を拒否した実施機関の決定は妥当である。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過の概要は、別記のとおりである。

別記

審査会の処理経過の概要

年 月 日	処 理 内 容
令和7年12月11日	・ 諮問実施機関からの諮問書並びに実施機関からの弁明書を受理した。
令和8年1月8日	・ 審査請求人からの反論書を受理した。
令和8年2月20日 (第179回審査会)	・ 審査を行った。
令和8年3月24日 (第180回審査会)	・ 審査を行った。
令和8年3月31日	・ 審査請求人に対して書面の提出要求を行った。
令和8年4月24日 (第181回審査会)	・ 審査を行った。
令和8年5月22日 (第182回審査会)	・ 審査を行った。
令和8年6月26日 (第183回審査会)	・ 審査を行った。
令和8年7月24日 (第184回審査会)	・ 審査を行った。

(参考)

青森県情報公開・個人情報保護審査会委員名簿（五十音順）

氏 名	役 職 名 等	備 考
加藤 徳子	消費生活アドバイザー	
金子 輝雄	公立大学法人青森公立大学経営経済学部教授	
洪田 美羽	国立大学法人弘前大学人文社会科学部講師	
奈良 亜希乃	弁護士	会長職務代理者
熨斗 佑城	弁護士	会長

（令和 8 年 7 月 29 日現在）